

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成22年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市水道局職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第7条の2 管理者は、生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）第9条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、管理者の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、管理者の定める期間内にある第4条、第6条又は第9条第3項の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第2項において「勤務日等」という。）のうち同条第1項に規定する休日及び同条第2項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第2項中「勤務日」を「勤務日等（第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び前項の休日を除く。）」に改める。

第12条第1項中「1の年」を「1の年度」に改め、同項第2号及び第3号中「当該年」を「当該年度」に改め、同項第4号中「当該年」を「当該年度」に、

「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第13条第2項中「休日」の次に「、時間外勤務代休時間」を加える。

第39条中「（昭和43年2月生駒市条例第2号）」を削る。

別表第1中「1月」を「4月」に、「2月」を「5月」に、「3月」を「6月」に、「4月」を「7月」に、「5月」を「8月」に、「6月」を「9月」に、「7月」を「10月」に、「8月」を「11月」に、「9月」を「12月」に、「10月」を「1月」に、「11月」を「2月」に、「12月」を「3月」に改める。

別表第2の12の項中「又は」を「若しくは」に、「その子の世話」を「当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定める当該子の世話」に、「1の年」を「1の年度」に改め、「5日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き在職する職員が平成22年度において使用することができる年次有給休暇の日数は、改正後の生駒市水道局職員就業規程第12条の規定にかかわらず、改正前の生駒市水道局職員就業規程第12条の規定により平成22年に使用することができることとされていた年次有給休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じた日数）に5日を加えた日数とする。
- 3 前項の場合において、平成22年度に使用することができることとされる年

次有給休暇のうち、平成21年から平成22年に繰り越された年次有給休暇の日数に相当する日数に係るものは平成23年3月31日まで、平成22年1月1日に使用することができることとされていた年次有給休暇（平成21年から繰り越されたものを除く。）の日数に相当する日数に係るものは平成24年3月31日まで使用することができるものとする。

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。